

千葉県スクールカウンセラー等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、任用するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー（以下「スクールカウンセラー等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 千葉県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）は、会計年度任用職員としてスクールカウンセラー等を任命する。

2 県教育長は、県教育庁教育振興部児童生徒安全課（以下「児童生徒安全課」という）、教育事務所、子どもと親のサポートセンター、県立学校へスクールカウンセラー等を配置する。

3 県教育長は、市町村教育委員会（千葉市教育委員会を除く。以下同じ。）へスクールカウンセラー等を派遣し、市町村教育委員会は、設置する小学校、中学校及び義務教育学校（以下「市町村立学校」という。）へスクールカウンセラー等の勤務を命じる。

(職務)

第3条 スクールカウンセラーは、配置校等の長の指揮の下、主に次の各号の職務を行うものとする。

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (4) 学級や学校集団に対する援助及び教職員や組織に対するコンサルテーション
- (5) 事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援
- (6) 教職員等への研修活動
- (7) 県教育委員会が行う連絡協議会等への参加
- (8) 他の学校での緊急事態発生時におけるカウンセリング等への協力
- (9) その他、児童生徒のカウンセリング等に関し必要と認められる活動

2 スクールカウンセラースーパーバイザー（以下「SCSV」という。）は、前項の職務の他、次の各号の職務を行うものとする。

- (1) スクールカウンセラーへの指導・助言
- (2) 特に困難と思われる事例への対応・援助
- (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報提供及び助言・援助
- (4) その他、学校における教育相談体制の充実に関する活動

3 スクールソーシャルワーカーは、配置校等の長の指揮の下、主に次の各号の職務を行うものとする。

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

- (5) 教職員等への研修活動
- (6) 県教育委員会が行う連絡協議会等への参加
- 4 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー(以下「SSWSV」という。)及びエリアリーダー(教育事務所配置スクールソーシャルワーカー)は、前項の職務の他、次の各号の職務を行うものとする。
 - (1) スクールソーシャルワーカーへの指導・助言
 - (2) 特に困難と思われる事例への対応・援助
 - (3) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ等に関する情報提供及び助言・援助
 - (4) その他、学校における研修会等、教育相談体制の充実に関する活動

(資格)

- 第4条 スクールカウンセラー等は、地方公務員法(以下「法」という。)第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条各号のいずれにも該当せず、健康上問題のない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 公認心理師の資格を有する者
 - (2) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者
 - (3) 精神科医
 - (4) 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授、講師(常時勤務をとする者に限る)又は助教の職にある者又はあった者
 - (5) 大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
 - (6) 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
 - (7) 医師で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
 - (8) その他、児童生徒安全課長が適当と認めた者

- 2 スクールソーシャルワーカー等は、法第16条及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当せず、健康上問題のない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 社会福祉士又は、精神保健福祉士の資格を有する者
 - (2) 学校教育及び社会福祉に関して専門的な知識や技術を有し、過去に教育や福祉の分野で活動経験の実績等がある者
 - (3) その他、児童生徒安全課長が適当と認めた者

(任期及び再度の任用)

- 第5条 スクールカウンセラー等の任期については、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で当該業務の遂行に必要なかつ十分な期間を任期として採用する。
- 2 スクールカウンセラー等の任期中の勤務成績を考査して、適当と認められる場合には、継続して5年を超えない範囲内で公募によらず再度任用を行うことが得

きる。

- 3 児童生徒安全課長は、スクールカウンセラー等の再度の任用について協議する場合は、再度の任用をしようとする者の再度の任用の直前の任期における勤務状況等調査等により、考査を実施し選考するものとする。

(選考考査の実施及び登録)

第6条 会計年度任用職員の採用選考の基準及び方法等に関する要綱（令和元年12月20日人事委員会決定）に基づき、人物、知識技能等を考査の上、スクールカウンセラー等に相当と認められるものを採用する。

- 2 スクールカウンセラー等の採用に当たっては、インターネットの利用又は公共職業安定所を活用した求人申し込み等による告知及び勤務条件の明示（別紙様式1）により、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、必要とされる知識、経験、技能等の内容、勤務公署の所在地、任期、採用の緊急性等の事情から公募により難いと児童生徒安全課長が認めた場合は、この限りではない。

- 3 児童生徒安全課長は、スクールカウンセラー等を採用する場合は、次の方法で実施するものとする。ただし、適宜の方法を考査に加えることができるものとする。

- (1) 書類審査
- (2) 個別面接

- 4 児童生徒安全課長は、考査結果から合否を判定し、名簿登録及び採用を決定する。

(配置・派遣)

第7条 児童生徒安全課長は、スクールカウンセラー等を児童生徒安全課、教育事務所、子どもと親のサポートセンター及び県立学校へ配置、又は市町村教育委員会へ派遣する際は、辞令（別紙様式2）を交付する。

- 2 配置校等の長は、辞令（別紙様式2）及び勤務条件明示書（別紙様式3）を手交するものとする。

(配置書)

第8条 前条第1項により、スクールカウンセラー等の派遣を受けた市町村教育委員会は、辞令（別紙様式2）の交付の後、当該スクールカウンセラー等に配置書（別紙様式4）を交付し、配置校等への勤務を命じるものとする。

(勤務の態様)

第9条 スクールカウンセラー等の勤務日及び勤務時間の割り振り等は配置校等の長が定めるものとする。

- 2 スクールカウンセラー等の1日の勤務時間は3時間55分以上7時間45分以内とする。
- 3 他の会計年度任用職員に併せて任用する場合の1週間の勤務時間数の合計は、他の会計年度任用職員としての勤務時間を含め、31時間以内とする。

(条件付採用)

第10条 スクールカウンセラー等の採用は、全て条件付のものとする。

2 条件付採用期間の延長については、職員の任用に関する規則（昭和33年千葉県人事委員会規則第4号）第15条の2の規定により読み替えて適用される同規則第15条第1項の規定により、条件付採用期間の開始後1月間において、実際に勤務した日数が15日に満たないスクールカウンセラー等については、その日数が15日に達するまで条件付採用期間とするほか、同条第3項の規定により、児童生徒安全課長が特に必要があると認めた場合は、当該職員の任期の末日まで条件付採用期間を延長することができる。

（スーパーバイザーの派遣）

第11条 第3条第2項に定めるSCSV及び同条第4項に定めるSSWSVが配置されている所属長は、派遣要請があった場合、児童生徒安全課長と協議の上、依頼のあった学校等へ派遣するものとする。

2 スーパーバイザーの派遣に関する手続等については、別添2に定めるものとする。

（未配置校からの依頼等）

第12条 スクールカウンセラー未配置の学校（以下「未配置校」という。）の校長は、スクールカウンセラー等の必要が生じた場合は、近隣の配置校等の長に、第3条第1項及び第3項に関わる依頼を行うことができるものとする。

2 前項の依頼を受けた配置校等の長は、当該スクールカウンセラー等の1年間の総勤務時間数の範囲内において、協力するものとする。

3 第1項及び第2項に関する手続等については、別添2に定めるものとする。

（休日）

第13条 スクールカウンセラー等は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年千葉県条例第1号。）第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、定められた勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日の代休日）

第14条 配置校等の長は、スクールカウンセラー等に休日の全勤務時間に特に勤務することを命じた場合には、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定されたスクールカウンセラー等は、勤務を命ぜられた休日に勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務を命ぜられるときを除き、定められた勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第15条 スクールカウンセラー等の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、看護休暇及び看護時間とする。

（年次有給休暇）

第16条 一の任期又は当該任期が満了する日における継続任期が6月以上のスクールカウンセラー等には、一の年度につき、表1に掲げる週所定勤務日数に応じ、それぞれの同表の日数欄に掲げる日数による年次有給休暇を付与するものとする。週所定勤務日数は、原則として、中学校、義務教育学校、高等学校勤務は1校につき週1日（中学校重点校、高等学校SV配置

校は週 2 日)、小学校・特別支援学校は隔週配置校 2 校で週 1 日、又は隔週配置校 1 校と月 1 回配置校 2 校、もしくは月 1 回配置校 3 校で週 1 日とする。その他の場合は、年間所定勤務日数に応じ、それぞれの同表の日数欄に掲げる日数による年次有給休暇を付与するものとする。また、年度の途中に採用される者の年次有給休暇については、採用月に応じて表 2 に掲げる日数とする。

(表 1)

週所定勤務日数	通勤日数が不定の場合年間所定勤務日数	任用初年度	継続在籍 2 年度目	継続在籍 3 年度目	継続在籍 4 年度目	継続在籍 5 年度目	継続在籍 6 年度目	継続在籍 7 年度目
5 日		10	11	12	14	16	18	20
4 日	169~215 日	7	8	9	10	12	13	15
3 日	121~168 日	5	6	6	8	9	10	11
2 日	73~120 日	3	4	4	5	6	6	7
1 日	48~72 日	1	2	2	2	3	3	3

(表 2)

週所定勤務日数	通勤日数が不定の場合年間所定勤務日数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
5 日		10	10	10	10	10	10	5	4	3	3	2	1
4 日	169~215 日	7	7	7	7	7	7	4	3	2	2	1	1
3 日	121~168 日	5	5	5	5	5	5	3	2	2	1	1	0
2 日	73~120 日	3	3	3	3	3	3	2	1	1	1	1	0
1 日	48~72 日	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0

- 2 複数校に勤務する際の年次有給休暇は、週所定勤務日数又は年間所定勤務日数を合算した日数について、表 1 又は表 2 に掲げる所定勤務日数に応じ、それぞれの同表の日数欄に掲げる日数による年次有給休暇を付与するものとする。
- 3 年次有給休暇は、(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20 日を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。
- 4 年次有給休暇は、1 日を単位として与える。ただし、校長は、スクールカウンセラー等の請求により、1 時間単位の年次有給休暇(以下「時間単位年休」という。)を与えることができる。
- 5 時間単位年休を取得する場合の 1 日の年次有給休暇に相当する時間数は、スクールカウンセラーについては原則 6 時間とし、スクールソーシャルワーカーについては原則 7 時間 45 分とする。
- 6 配置校等の長は、スクールカウンセラー等の年次有給休暇を当該職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 7 スクールカウンセラー等の年次有給休暇の取得については、会計年度任用職員服務整理簿(別紙様式 5)により、整理するものとする。ただし、配置先が複数となる場合は、休暇記録簿(別紙様式 6)を併用するものとする。
- 8 スクールカウンセラー等が年次有給休暇を取得した市町村立学校の校長は、会計年度任用職員服務整理簿(別紙様式 5)の写しを当該市町村教育委員会に提出するものとし、当該市町村教育委員会は、翌月の 5 日までに、当該教育事務所に報告するものとする。

(療養休暇)

第17条 スクールカウンセラー等の療養休暇は、スクールカウンセラー等が負傷又は疾病のため療養する必要があるとき、次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる期間について与えるものとする。

- (1) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、その都度必要と認められる期間
 - (2) 前号以外の理由による負傷又は疾病のため療養する必要がある勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、一の年度において10日の範囲内の期間
- 2 スクールカウンセラー等が療養休暇の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して得た給与を支給する。

(有給の特別休暇)

第18条 スクールカウンセラー等には、次の各号に掲げる事由による特別休暇を、それぞれ当該各号に掲げる期間について与えることができるものとし、この休暇期間中給与を支給する。

- (1) 選挙権その他公民としての権利の行使 その都度必要と認める期間
- (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭 その都度必要と認める期間
- (3) スクールカウンセラー等の結婚 連続する7日の範囲内の期間
- (4) スクールカウンセラー等が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該通院等が体外受精等に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間
- (5) 妊産婦である女性のスクールカウンセラー等が受ける母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく保健指導又は健康診査 妊娠満23週まで4週間に1回、妊娠満24週から満35週まで2週間に1回、妊娠満36週から出産まで1週間に1回、出産後1年以内に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間
- (6) 通勤に利用する交通機関の妊娠中の女性のスクールカウンセラー等の母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる混雑 1日を通じて 1時間を超えない範囲内で必要とされる時間
- (7) 妊娠中のスクールカウンセラー等の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ、休息又は補食をする場合 その都度必要とされる時間
- (8) 女性のスクールカウンセラー等の出産 出産の予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）に当たる日から出産の日後8週間を経過する日までの期間
- (9) 配偶者が出産する場合であつてその出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間にある場合において、スクールカウンセラー等が配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における2日の範囲内の期間
- (10) 配偶者が出産する場合であつてその出産の予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育するスクールカウンセラー等がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (11) 忌引 次の表の死亡した者のスクールカウンセラー等との関係欄に掲げる者に応じ、それぞれ同表の日数欄に掲げる日数の範囲内で、その都度必要と認める期間

死亡した者のスクールカウンセラー等との関係	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	7日
祖父母	3日（スクールカウンセラー等が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（スクールカウンセラー等が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	7日
子の配偶者又は配偶者の子	3日（スクールカウンセラー等と生計を一にしている場合にあっては、7日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（スクールカウンセラー等と生計を一にしている場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

備考 葬祭のため、遠隔の地に旅行する必要がある場合には、往復日数を加算することができる。

- (12) スクールカウンセラー等のうちの任期又は当該任期が満了する日における継続在職期間が6月以上である者（週以外の期間によって勤務を要する日が定められている者にあっては一年間の勤務を要する日が47日以下である者を除く。）が、夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度の6月から9月までの期間内における3日
- (13) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、スクールカウンセラー等が勤務しないことが相当であると認められるとき 1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
- ア スクールカウンセラー等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、スクールカウンセラー等がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき
- イ スクールカウンセラー等及びスクールカウンセラー等と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該スクールカウンセラー等以外にはそれらの確保を行うことができないとき
- (14) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 その都度必要と認める期間
- (15) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、スクールカウンセラー等が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その都度必要と認める期間
- (16) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ人事委員会の承認を経て教育委員会が定める特別休暇 人事委員会が承認した期間

2 前項に規定する特別休暇のうち、第4号、第9号又は第10号の規定の適用による特別休暇を与えるスクールカウンセラー等は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、一の任期又は当該任期が満了する日における継続在職期間が6月以上である者に限る。

- (1) 4週間を超えない期間につき一週間当たりの勤務時間が19時間25分以上又は勤務を要する日が3日以上であること。
- (2) 週以外の期間によって勤務を要する日が定められている会計年度任用職員で一年間の勤務を要する日が121日以上であること。

(無給の特別休暇)

第19条 スクールカウンセラー等には、次の各号に掲げる事由による特別休暇を、それぞれ当該各号に掲げる期間について与えることができるものとする。

- (1) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢(しよう)血幹細胞移植のための末梢(しよう)血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢(しよう)血幹細胞移植のため末梢(しよう)血幹細胞を提供する場合における当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等その都度必要と認める期間
- (2) 女性の生理 本人から請求のあった期間
- (3) 女性が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その都度必要と認める期間
- (4) 女性の生後満1年に達しない子(養子を含んだ法律上の親子関係にある子、民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定によりスクールカウンセラー等が当該スクールカウンセラー等との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該スクールカウンセラー等が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親であるスクールカウンセラー等に委託されている児童及び同法第6条の4第1号に規定する養育里親であるスクールカウンセラー等(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができないスクールカウンセラー等に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童(第9号オを除き、以下同じ。)の育児 1日2回各30分
- (5) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育するスクールカウンセラー等が、その子の看護、予防接種又は健康診断のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
- (6) 次に掲げる者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者(以下「要看護者」という。)の看護その他の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(要看護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
 - ア 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
 - イ 2親等以内の親族
 - ウ 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母
 - エ 配偶者の父母の配偶者であつて、スクールカウンセラー等と同居しているもの
 - オ 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子であつて、スクールカウンセラー等と同居しているもの

2 前項に規定する特別休暇のうち、第5号又は第6号の規定の適用による特別休暇を与えるスク

ールカウンセラー等は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、一の任期又は当該任期が満了する日における継続任期が6月以上である者に限る。

- (1) 4週間を超えない期間につき一週間当たりの勤務時間が19時間25分以上又は勤務を要する日が3日以上であること
 - (2) 週以外の期間によって勤務を要する日が定められているスクールカウンセラー等で一年間の勤務を要する日が121日以上であること
- 3 スクールカウンセラー等が第1項に規定する特別休暇の承認を受けて勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して得た給与を支給する。

(療養休暇及び特別休暇の承認)

第20条 療養休暇及び特別休暇（第18条第1項第8号の規定の適用による特別休暇を除く。）は、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。ただし、スクールカウンセラー等が、病気、災害その他のやむを得ない理由により、あらかじめ承認を受けることができなかつたときは、当該事由が止んだ後速やかに当該事由を付して事後に承認を求めることができる。

(育児休業及び部分休業)

第21条 スクールカウンセラー等の育児休業及び部分休業については、児童生徒安全課長が別に定める。

(看護休暇及び看護時間)

第22条 スクールカウンセラー等の看護休暇及び看護時間については、児童生徒安全課長が別に定める。

(旅行)

第23条 配置校等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合、スクールカウンセラー等に予算の範囲内で旅行を命じることができる。

- (1) 県教育委員会が行う連絡協議会及び地区別会議へ参加する場合
- (2) 未配置校を訪問する場合
- (3) 配置校及び未配置校に在籍する児童生徒の家庭等を訪問する場合
- (4) その他、児童生徒安全課長が必要と認めた場合

2 配置校等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合、スクールソーシャルワーカー等に予算の範囲内で旅行を命じることができる。

- (1) 県教育委員会が行う連絡協議会、地区別会議及び地区ごとの情報共有会へ参加する場合
- (2) 未配置校を訪問する場合
- (3) 配置校及び未配置校に在籍する児童生徒の家庭等を訪問する場合
- (4) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整に係る業務を行う場合
- (5) その他、児童生徒安全課長が必要と認めた場合

(守秘義務)

第24条 スクールカウンセラー等は、配置校等の長の指揮の下に、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

(服務)

- 第25条 スクールカウンセラー等の服務については、法第30条から第38条までの規定が適用される。
- 2 スクールカウンセラー等は、千葉県職員倫理条例（平成30年千葉県条例第59号）を遵守するものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、会計年度任用職員の服務に関し必要な事項は、教育委員会が別に定め、その監督は所属長が行う。
 - 4 スクールカウンセラー等の出勤は会計年度任用職員勤務簿（別紙様式7）により、休暇は会計年度任用職員服務整理簿（別紙様式5）により整理するものとする。
 - 5 市町村教育委員会は、会計年度任用職員勤務簿（別紙様式7）及び会計年度任用職員服務整理簿（別紙様式5）の写しを翌月の5日までに、当該教育事務所長に報告するものとする。
 - 6 スクールカウンセラー等は、営利企業や他の会計年度任用職員の職への任用状況について、兼業（変更）届出書（別紙様式21）により、任用の日より前から引き続いて兼業を行っている場合は任用後速やかに、任用の日以降に新たに兼業を開始する場合は兼業を開始する前までに、児童生徒安全課長に提出するものとする。その際、市町村立学校に勤務する者については、市町村教育委員会及び教育事務所を経由して提出するものとする。
 - 7 スクールカウンセラー等は、前項の規定により届け出た兼業の内容に変更が生じた場合には、速やかに別紙様式21により所属長を通じ、児童生徒安全課長に提出するものとする。その際、市町村立学校については、市町村教育委員会、教育事務所を経由するものとする。
 - 8 スクールカウンセラー等は、前2項の規定により届け出た兼業を終了する場合には、別紙様式22により児童生徒安全課長に提出するものとする。

(人事評価)

- 第26条 スクールカウンセラー等の人事評価（法第23条に規定する人事評価をいう。）の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関する事項は教育委員会が別に定める。

(研修)

- 第27条 校長は、スクールカウンセラー等に対し、県教育委員会が主催する研修等へ参加する機会を与えるよう努めるとともに、研修に参加しやすくするための職場環境の形成、職場学習の実施等を通じて、スクールカウンセラー等の能力開発の支援に努めなければならない。

(退職)

- 第28条 スクールカウンセラー等は、任期の満了又は申し出により退職する。
- 2 スクールカウンセラー等が退職を申し出る場合は、退職希望日の1か月前までに退職願（別紙様式8）を、配置校等の長に提出するものとする。退職願を受けた配置校等の長は、次の各号に掲げる書類を、速やかに児童生徒安全課長に提出するものとする。その際、市町村立学校については、市町村教育委員会、教育事務所を経由するものとする。
 - (1) 退職願（別紙様式8）
 - (2) 千葉県スクールカウンセラー等退職具申書（別紙様式9）
 - 3 児童生徒安全課長は、前1項及び2項の規定による退職具申を受けたときは、具

申書に基づいて審査し、適当と認めたときは、辞令（別紙様式10）を交付するものとする。

- 4 スクールカウンセラー等が死亡した場合、配置校等の長は、学校職員の場合に準じ、死亡の事実を証する書類の写しを添えて、速やかに児童生徒安全課長に報告するものとする。

（社会保険）

第29条 会計年度任用職員の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用については、それぞれ法律の規定するところによる。

（給与の支給）

第30条 スクールカウンセラー等には、別添1「千葉県スクールカウンセラー等の報酬の支給について」により、報酬を支給する。

（健康診断）

第31条 スクールカウンセラー等の健康診断等については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定するところにより実施し、健康診断書（別紙様式11）を児童生徒安全課長に提出するものとする。

- 2 前項の健康診断の結果において、スクールカウンセラー等の職務を行うことに支障があると児童生徒安全課長が判断した場合は、任用を取り消すものとする。

（災害補償）

第32条 スクールカウンセラー等の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第43号）のそれぞれ規定するところによる。

（その他）

第33条 この要綱に定めのないことについては、労働基準法その他の関係法令の定めるところ及び県教育委員会が別に定める。

- 2 スクールカウンセラー等に関する事務手続きは、児童生徒安全課で取り扱うものとする。
- 3 県教育委員会が行うスクールカウンセラー等の研修及び連絡会議に関する事務は、子どもと親のサポートセンターが取り扱うものとし、地区別会議については各教育事務所が取り扱うものとする。
- 4 この要綱施行の際、従前の要綱等により行われた手続き等は、この要綱により行われたものとする。任用の手続きその他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の適用日前においても行うことができるものとする。

附 則

（施行日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

平成21年4月1日一部改正

平成21年9月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成 26 年 4 月 1 日一部改正
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 4 月 1 日一部改正
平成 30 年 4 月 1 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 3 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正
令和 5 年 4 月 1 日一部改正